

香川県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第52号

香川県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

香川県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「林業・木材産業改善資金」とは、林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいい、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）<u>第13条第1項</u>及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）第10条第1項に規定する措置を含む。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この規則において「認定中小企業者」とは、農商工等連携促進法<u>第13条第1項</u>の規定により読み替えて適用される法第3条第1項に規定する当該認定中小企業者をいう。</p> <p>5・6 略</p> <p>(貸付金の利率、償還期間等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。第4項を除き、以下同じ。）は、10年（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第9条に規定する資金、農商工等連携促進法</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「林業・木材産業改善資金」とは、林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいい、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）<u>第12条第1項</u>及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）第10条第1項に規定する措置を含む。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この規則において「認定中小企業者」とは、農商工等連携促進法<u>第12条第1項</u>の規定により読み替えて適用される法第3条第1項に規定する当該認定中小企業者をいう。</p> <p>5・6 略</p> <p>(貸付金の利率、償還期間等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。第4項を除き、以下同じ。）は、10年（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第9条に規定する資金、農商工等連携促進法</p>

第13条第2項に規定する資金、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第9条に規定する資金、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条に規定する資金及び6次産業化法第10条第2項に規定する資金にあっては12年、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第7条に規定する資金にあっては15年）以内とする。

3 貸付金の据置期間は、3年（農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金及び6次産業化法第10条第2項に規定する資金にあっては、5年）以内とする。

4 略

第12条第2項に規定する資金、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第9条に規定する資金、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条に規定する資金及び6次産業化法第10条第2項に規定する資金にあっては12年、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第7条に規定する資金にあっては15年）以内とする。

3 貸付金の据置期間は、3年（農商工等連携促進法第12条第2項に規定する資金及び6次産業化法第10条第2項に規定する資金にあっては、5年）以内とする。

4 略

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。